

平成26年5月
定例教育委員会会議

会議録

平成26年5月19日開催

会 議 録

開催日時	平成26年5月19日（月）	午後3時30分 開会 午後4時22分 閉会																									
場 所	旭川市教育委員会 会議室																										
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 齊藤 芳儀、委 員 金谷 和文 委 員 中島 智子、教育長 小池 語朗																									
	事務局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">学校教育部長</td> <td style="width: 25%;">田澤 清一</td> <td style="width: 25%;">社会教育部長</td> <td style="width: 25%;">野村 斉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林 和也</td> <td>社会教育部次長</td> <td>高橋 秀彦</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>金子 圭一</td> <td>社会教育部次長</td> <td>森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td>文化振興課長</td> <td>谷口 達治</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>林上 敦裕</td> <td>博物館長</td> <td>瀬川 拓郎</td> </tr> <tr> <td>学校保健課長</td> <td>富山 剛</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	野村 斉	学校教育部次長	林 和也	社会教育部次長	高橋 秀彦	学校教育部次長	金子 圭一	社会教育部次長	森山 素子	学校教育部次長	片岡 晃恵	文化振興課長	谷口 達治	教職員担当課長	林上 敦裕	博物館長	瀬川 拓郎	学校保健課長	富山 剛		
	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	野村 斉																							
学校教育部次長	林 和也	社会教育部次長	高橋 秀彦																								
学校教育部次長	金子 圭一	社会教育部次長	森山 素子																								
学校教育部次長	片岡 晃恵	文化振興課長	谷口 達治																								
教職員担当課長	林上 敦裕	博物館長	瀬川 拓郎																								
学校保健課長	富山 剛																										
事務局	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏																										
傍 聴 者	0人																										
公開・非公開の別	一部非公開																										
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号 旭川市科学館条例及び旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について ・ 議案第2号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・ 議案第3号 平成27年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書採択事務について ・ 議案第4号 旭川市教科書選定委員会選定委員の任命について ・ 議案第5号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について ・ 報告第1号 旭川市博物館に係る訴訟（臨時代理）について ・ 報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・ 報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年第1回臨時市議会の報告について (2) 旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会の設置について (3) 社会教育施設における臨時開館の試行について (4) 旭川市博物館に係る訴訟について 6 その他 7 閉会 																										

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成26年5月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、斉藤委員、金谷委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年3月定例教育委員会会議（平成26年3月27日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成26年3月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成26年3月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成26年4月定例教育委員会会議（平成26年4月16日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成26年4月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第4号「旭川市教科書選定委員会選定委員の任命について」、議案第5号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市博物館に係る訴訟（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（4）「旭川市博物館に係る訴訟について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市教科書選定委員会選定委員の任命について」、議案第5号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市博物館に係る訴訟（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（4）「旭川市博物館に係る訴訟について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
森山社会教育部次長	<p>議案第1号「旭川市科学館条例及び旭川市彫刻美術館条例の一部を改正</p>

		する条例の制定について」、説明します。
		今回の改正は、駅周辺地区北彩都旭川の土地区画整理事業の進捗に合わせ町名が変更されることに伴い、旭川市科学館及び中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館ステーションギャラリーの所在地が変更となるため、所要の整備を行おうとするものであります。
		改正の内容としましては、科学館の位置を「旭川市宮前通東」から「旭川市宮前1条3丁目」に、ステーションギャラリーの位置を「旭川市宮前通西」から「旭川市宮下通8丁目」に改めるものであり、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行しようとするものであります。
委員	長	議案第1号「旭川市科学館条例及び旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	員	ありません。
各委員	長	それでは、議案第1号「旭川市科学館条例及び旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	員	異議ありません。
各委員	長	「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市科学館条例及び旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。
教職員担当課長		次に、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。
		議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。
		本件につきましては、北海道において学校職員の休憩時間の制度が改正されたことに伴い、休暇などを請求する際に用いる用紙に休憩時間を記載してもらう必要がありますので、旭川市立学校職員服務規程に定める様式を改正しようとするものです。
		改正内容としましては、北海道において1時間であった休憩時間が本年度から45分に短縮され、これとともに、これまで学校長が一斉に付与していた休憩時間について、分割又は個別に付与することができるようになりました。
		分割して付与するとは、例えば1日のうち45分の休憩時間を30分と15分の2回に分けて付与すること、また、個別に付与するとは、例えば、ある職員の休憩時間は3時から、別の職員は3時15分から付与することができるようになったものです。
		このように制度が改正されましたので、様式に休憩時間を記載できるよう備考欄を追加するなどの改正をするものでございます。
		なお、様式については、資料12ページに新旧対照表がございますので、こちらを御覧ください。
委員	長	議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	員	ありません。
各委員	長	それでは、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	員	異議ありません。
各委員	長	「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。
林学校教育部次長		次に、議案第3号「平成27年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書採択事務について」、説明願います。
		議案第3号「平成27年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」、説明します。

はじめに、教科書採択に当たっての方針と選定委員会への諮問内容でございます。

採択方針につきましては、「日本国憲法と教育基本法の精神を遵守する」、「学習指導要領の趣旨を踏まえて行う」、「本市を中心とする地域性や児童の生活経験及び興味・関心などに配慮して行う」の3点とするとともに、選定委員会への諮問内容につきましては、採択方針を踏まえ「平成25年度に新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申すること」とするものです。

次に、採択事務に関わっての情報公開の考え方でございます。

採択結果及び採択理由、選定委員会の委員名、当該事務に関しての教育委員会会議録等が情報公開の対象となる公文書でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、文部科学省初等中等教育局長及び北海道教育庁学校教育局義務教育課長からの教科書採択に係る通知において、採択結果等、採択に関する情報を積極的に公表するように努めることとされていることから、採択結果及び採択理由については、採択終了後に市のホームページにおいて速やかに公表することとし、採択方針、選定委員会からの答申内容、教育委員会及び選定委員会の会議録、選定委員会の委員名についても、同様に採択終了後に市のホームページにおいて公表したいと考えております。また、これ以外の資料等につきましても、旭川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、採択終了後に、同条例の規定に基づき公開したいと考えております。

委員長

議案第3号「平成27年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」、御意見、御質問等がありますか。

林学校教育部次長

採択方針については、前回と変わっていないのですか。

委員長

基本的には同じです。

林学校教育部次長

採択方針の3の「本市を中心とする」という表現には何か意味があるのですか。

委員長

旭川市のみでなく、周辺町村を含めた地域性ということを意識しています。

教育長

「本市の地域性」という表現では駄目なのかなと思い質問しました。「本市を中心とする地域性」というと、旭川を中心とするということなので周辺と、少し広げて上川管内ということになるのでしょうか。「その地域性に配慮して行う」となっていますが、あえて「本市を中心とする地域性」と表現していることについて、今説明された以上のことはないということですか。

例えば、教科書の文中に、上川盆地あるいは北海道というフレーズが仮にあるとすれば、本市の子どもたちにとって自らの身近な地域ということになるわけですから、あえて「中心とする」という言葉がなくても、それは選定委員会の中で読み取りながら対応できるだろうと思います。ですから「中心とする」という言葉を入れるかどうかはあまり直接的な影響はないかと思いますが、従前からこういった文言で対応してきたのであれば、あえてそれを変える理由もないかとも思います。

もう一つ、私が気になるのは、1も2も当然といえば当然のことだと思えますが、例えば、学力の問題や、あるいは学力に限らず人間性を涵養するといったことが採択方針の中に入らなくても良いのかなと思いました。例えば、旭川市であれば旭川市の子どもたちにとって親しみやすい、そして、その上で学力の向上にも資するという文言があっても良いかなと思いましたが、いかがでしょうか。

斉藤委員

学習指導要領の教育課程の中で、「地域や学校の実態に応じて」というフレーズがありますが、それは今教育長が言ったことで、元々地域性ということはその意味じゃなかったのかなと思います。それがなぜか地理的な問題だとか、動植物の問題にすり替わってしまって、それが結局教科

金谷委員 中島委員	<p>書選定委員会からの答申の中に、北海道に関する記述が何ページありましたということが中心に出てしまい、あのような表現になるのかと思います が、本来の意味は違うのではないのでしょうか。</p>
	<p>地域性の意味ですね。 「本市を中心とする」というところが読んでいて気になったのですが、旭川市の子どもたちを旭川市はこういう子どもにしたいという何か年計画のものがあありますが、あれをどうやって反映させるのかということはいづの時代でも教科書採択の場に出てくる話題だったのですが、食育の面でも、旭川市だけでは地産地消にならないから、その範囲をどうするのかという話もありましたからそういう意味では、地域性というのは地図上のものではなく、北海道の上川地方の旭川市に住んでいる子どもというスポットを当てる部分に係っているのかなと思いました。それであれば、「本市を中心とする地域性」ということに教育長や斉藤委員が言われたことが包括されるのかなと思いこの書き方で良いのではないかと思いました。</p>
	<p>そうでなければ、旭川市の子どもたちの学習面や体力面をどうやってということになると、具体的目標の一つになってしまうので、これが3の中に全部包括されるということを選定委員会の皆さんが踏まえていけば、おのずとそういう選定になるのではないのでしょうか。</p>
教育長 中島委員 教育長	<p>そういう意味合いを込めているということですね。 込めているのではないのかなと勝手に自分で思いました。 教科書である以上、確かな学力、豊かな心、健やかな体ということを含養していくという目標は同じように持っているのですから、そういうものをあえて採択方針の中に加えるということもおかしいのかもしれませんが。そういったことを一切含切包含して「本市を中心とする」という言葉の中に入れて込んでいるということ、選定委員の皆さんが共通認識として持っていてくださいということであれば問題ないと思います。</p>
中島委員 委員	<p>もしかしたら説明が必要になるかもしれませんね。こういったことが内包されていますのでそれを踏まえてくださいということが一言必要になるかもしれません。</p>
	<p>私の質問の趣旨は、あえて「中心とする」という表現をしていることについて「本市の地域性」と表現しても分かるのではないかと思ったからですが、今のやり取りの中で理解しました。 教育長が提起された問題については、例えば学力や人間的な育ちということ踏まえてくださいということを入れなくても良いのかという趣旨だと思います。それを入れるのであれば、案では「地域性や児童の生活経験及び興味・関心」と書いているけれども「知・徳・体」に係る実態、学力の実態、体力の実態といった意味を含めて「児童」の後に、「実態」という言葉を入れ込んではどうでしょうか。興味・関心や生活経験だけでなく、今の子どもたちがどんな力を持っているのかということも十分考えてくださいということで教育長が提起された問題は入れ込むことができると思います。</p>
教育長 委員 委員	<p>言葉を置き換えれば、「児童の生きる力を養うことや生活経験及び興味・関心など」という言葉でも良いのかも知れません。「生きる力」という言葉は学習指導要領の中でも使われています。 1や2で「生きる力」、「知・徳・体」の頭と心と体の問題はきちんと踏まえて全てのことを身に付けるようにということが出ているので、3では、旭川市の子どもたちはどんな実態、状況にあるのかということと照らし合わせなければなりませんということ、要するに、ここに出てくる地域性や子どもたちの実態を踏まえて教科書の答申を行ってくださいということになりますよね。「実態」という言葉では駄目ですか。</p>
教育長	<p>構いません。「生きる力」が2で包含されていると考えるのであれば、子どもたちの実態、それは色々なことが加味されると思いますから。</p>

委員 長 林学校教育部次長	事務局はそれでかまわないですか。 かまいません。3にそういった文言を加えさせていただくということと、先ほどお話のありました、諮問の際には地域性のことについて地理的なことだけでなく、旭川市の児童生徒の状況を踏まえたことという説明をしたいと思います。
教 育 長	「実態」という言葉は、つまり現状です。現状に対してどういう生活経験を持たせるのか、あるいは興味関心を現状からどのように引き出していくのかという、現状認識としての実態ということです。委員長の言うように、「児童の実態や生活経験」ということで文章的にもつながると思います。
委 員 長 斉 藤 委 員 委 員 長 林学校教育部次長 金 谷 委 員	斉藤委員が先ほどお話になったことについてはよろしいですか。 そういう意味で言ったつもりです。 それではそのように書いてもらえますか。 分かりました。 選定委員会を開催する前に中身について説明をされた方が良いのではないですか。
林学校教育部次長 委 員 長	私の方からそういう説明も加えさせていただきたいと思います。 要するに旭川市の子どもたちにふさわしい教科書をとということです。 文言の精査については事務局にお願いするとして、採択方針は選定委員会の調査研究に直接関わると同時に、私たちの採択に直接関わることですから検討いたしました。 公表方法に関することについては、文科省や道教委から通知がされているということです。 他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 委 員 長	ありません。 それでは、議案第3号「平成27年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」は、若干の修正を加えて原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第3号「平成27年度から使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定します。 次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。
片岡学校教育部次長	報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。 平成26年4月15日付けから平成26年5月12日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。 主なものといたしましては、5月1日付けの補助指導員の任用によるものとなっております。
委 員 長	報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 委 員 長	ありません。 それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員 委 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
	《 報 告 事 項 》

委員 長	<p>それでは、報告事項に入ります。 報告事項（１）「平成２６年第１回臨時市議会の報告について」、報告願います。</p>
学校教育部長	<p>報告事項（１）「平成２６年第１回臨時市議会の報告について」、報告します。 平成２６年第１回臨時市議会の会期は、平成２６年４月１０日の１日間でありました。 教育委員会では学校教育部関係の質疑がございました。２人の議員から質疑がありまして、一人目が無党派Gの金谷議員です。今回の補正予算に関連し、学校施設の耐震化に係る事業費の増加がございましたので、その要因に関連して主として都市建築部に対する質疑がありました。それに関連いたしまして、一項目ですが学校教育部に対して学校施設の耐震化に係る耐震診断から設計に至るまでの流れを示してほしいということで質疑がありました。その取組の内容につきましては、これまでの計画などについて答弁しております。</p>
委員 長 教 育 長	<p>次に、二人目といたしまして公明党の中村議員から、専決処分の報告ということで、春光台中学校の落雪事故がございましたが、これに関連いたしまして、質問項目として①から⑱までの質疑がございました。主な内容といたしましては、再発防止策関係や落雪事故に係る危険の認識はどうだったのか、危険回避について具体的にどのようなやり取りがあったのか、市教委における情報の管理、危険の度合いを検証する明確な判断基準の有無、管理責任はどこが担っているのかについての見解、学校の実態を把握する必要性などについて質疑がなされたところでございます。この件につきましては、逐一具体的に答弁しておりますが、その内容を総括的に教育長からも答弁しております。その内容といたしましては、このような事故が発生したことに対する反省、また、未然に防ぐためにはマニュアルの充実、報告や指示の文書化、教育委員会の指示を徹底していく必要性、学校長の個々の判断や危機意識に差があってはならないということで教育委員会の指導に対応するといった状況を作っていくという答弁をしております。</p> <p>報告事項（１）「平成２６年第１回臨時市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>学校施設担当が危機意識を持って学校を指導してきている一方で、直ちに対応していなかったことについては、学校別に危機意識に格差があるということは大きな問題であると思ひ、答弁の最後にその部分を加えました。今後このようなことを起こさせないということを考えると、抜本的な対策としては、落雪の可能性のある場所を駐車場としないということの徹底が必要だと思ひます。夏用の駐車場と冬用の駐車場をきちんと区分してスペースを確保していくことを徹底していきたいと思ひます。今回の事故については、８台の車が巻き込まれた事故ですし、場所的にはロープを張って通行止めにしていましたが子どもたちが入らないとも限りませんので、そういうことについては一層徹底してまいりたいと思ひます。</p>
委員 長	<p>今回の事故を教訓に、学校を含めた危機意識を共有していただきたいと思ひます。</p>
各 委 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「平成２６年第１回臨時市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
学校保健課長	<p>次に、報告事項（２）「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会の設置について」、報告願います。 報告事項（２）「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構</p>

想検討委員会の設置について」，報告します。

委員会設置の趣旨と致しましては，本市の学校給食は，資料に掲載しておりますが，単独・親子調理施設が48施設，共同調理施設が1施設の計49施設で運営しており，市内84校，小学校55校，中学校29校，27，000食を提供しております。

この49施設のうち，25施設が築後30年を経過し，施設の老朽化や狭隘化に伴う施設の管理と整備が喫緊の課題となっており，また，学校給食施設には学校給食法に示された学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステム化，現在は10校，約5，600食提供しておりますが，こういった対応をはじめ，地産地消の推進や食物アレルギーへの対応等給食の抜本的な改善が求められているところです。

これらの課題に対応した学校給食提供システムの在り方を検討するため，学校給食の提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会を立ち上げ，基本構想を策定しようとするものです。

委員構成につきましては，小中学校関係者3名，旭川市PTA連合会からの推薦者2名，市民委員会からの推薦者1名，商工業及び農業関係団体等からの推薦者3名，保育所・幼稚園関係者から2名，学識経験者から2名，公募による市民3名の計16名で委員会を構成して検討を進めていくものでございます。市民公募につきましては，現在公募中でありまして，6月に決定する予定で進めております。

基本構想策定に向けたスケジュールにつきましては，7月に委員会を立ち上げ，以降2か月に1回程度検討委員会を開催し，平成27年9月までに7回程度開催を予定しております。平成26年度は5回程度開催し，3月までに学校給食の提供システムに関する意見集約，検討結果を市教委に報告いただき，平成27年4月以降，検討委員会報告書を踏まえた市教委としての学校給食提供システムに関する基本構想案を作成し，構想案に関するパブリックコメントを実施して，遅くとも9月までには本市における学校給食提供システムの在り方に関する基本構想を策定していきたいと考えているところです。

なお，現在，改築整備計画を進めております，東旭川学校給食共同調理所につきましては，旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想に先行し，モデルとして全面改築を行っていくものでございます。

報告事項（2）「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会の設置について」，御意見，御質問等はありませんか。

ありません。

それでは，報告事項（2）「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会の設置について」は，報告を受けたこととします。

次に，報告事項（3）「社会教育施設における臨時開館の試行について」，報告願います。

報告事項（3）「社会教育施設における臨時開館の試行について」，報告します。

観光客等の利便を図るために，本年度も夏期における社会教育施設の臨時開館を試行するものでありまして，彫刻美術館ステーションギャラリー，井上靖記念館，科学館及び博物館につきましては，6月から9月まで，それぞれ休館日となっております月曜日を臨時に開館するものであります。

また，中央図書館におきましても，本年度から子どもの読書活動を推進していくために，小・中学校の夏・冬休み期間中，休館日となっております月曜日を臨時に開館するものであります。

なお，臨時開館期間中，科学館につきましては，7月14日はVOC検査のため，9月30日は展示機器・設備等の点検のため，また，彫刻美術館ステーションギャラリーにつきましては，6月12日，6月13日，7月2日，7月3日，7月22日は展示替えのため休館する予定となっております。

委員長

各委員

森山社会教育部次長

委員	長	<p>おります。</p> <p>報告事項（３）「社会教育施設における臨時開館の試行について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（３）「社会教育施設における臨時開館の試行について」は、報告を受けたこととします。</p>
		<p>《 そ の 他 》</p>
委員	長	<p>他に、何かありますか。</p>
各委員	長	<p>ありません。</p>
事務局職員	職員	<p>ありません。</p>
		<p>《 秘 密 会 》</p>
委員	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p>
		<p>【以下、非公開】</p>